

議案第160号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前									
別表第2（第4条 第9条関係）						別表第2（第4条 第9条関係）									
1～34 [略]						1～34 [略]									
35 岩槻駅東口地区地区整備計画区域						35 岩槻駅東口地区地区整備計画区域									
地区	区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地区	区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岩槻駅東口地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	[略]	[略]	[略]	[略]	200平方メートル（ <u>公衆便所、</u> <u>巡査派出所、</u> <u>公共用歩廊</u> <u>その他これらに類する</u> <u>公益上必要な建築物</u> <u>については、</u> <u>この限りでない。</u> ）	[略]	[略]	岩槻駅東口地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	[略]	[略]	[略]	[略]	200平方メートル	[略]	[略]
36～45 [略]						36～45 [略]									
46 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域						46 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域									

地区区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和 駅西口 南高砂 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区	[略]			2メートル (建築物の 外壁等は、 浦和駅西口 南高砂地区 地区計画の 地区整備計 画図に表示 する壁面の 位置を越え て建築して はならない。 ただし、地 盤面下の建 築物の部分 又は公共用 歩廊その他 これに類す る公益上必 要な建築物 で通行上支 障がないも のについて は、この限 りでない。)	1,500平方メ ートル(公衆便所、 巡査派出所、公共 用歩廊その他これ らに類する公益上 必要な建築物につ いては、この限り でない。)	[略]

47～57 [略]

地区区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和 駅西口 南高砂 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す る地区	[略]			2メートル ・4メート ル(建築物 の外壁等は、 浦和駅西口 南高砂地区 地区計画の 地区整備計 画図に表示 する壁面の 位置を越え て建築して はならない。 ただし、地 盤面下の建 築物の部分 又は公共用 歩廊その他 これに類す る公益上必 要な建築物 で通行上支 障がないも のについて は、この限 りでない。)	1,500平方メ ートル	[略]

47～57 [略]

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。